

2. 【1年超の経緯】

2020年11月30日付で五十嵐市長が訴状を提出したあと、2021年5月から12月にかけて、裁判官と原告・被告の弁護士が裁判所の部屋で争点などを話し合う、非公開の準備手続が6回開かれました。以下、その概要です。

「取り下げてやるから論評をするな」

第1回（2021年5月12日）：原告側から、「市民の声新聞」は記事22カ所で市長の名誉を毀損する記事を掲載しているから、発行人の亀山は民法の名誉毀損罪に当たる—という趣旨の訴状が提出され、被告側は答弁書と準備書面（1）を提出しました。

第2回（2021年6月16日）：被告側の答弁書に対する原告側の反論はなく、被告側が一切の論評や批判をしないことを条件に、訴訟を取り下げてもよ

公選法・虚偽事項公表罪を途中で追加

第4回（2021年9月10日）：被告側が第1次和解案を拒否したため、原告側から、「市民の声新聞」の記事は公職選挙法第235条2項の虚偽事項公表罪に該当するという、当初の名誉毀損提訴とは別の第1準備書面が提出されました。

第5回（2021年11月5日）：被告側は、原告側から提出された第1準備書面に反論する準備書面（2）を提出しました。

「フェイスブック」で取り下げを公表

訴訟終結（2022年1月19日）：被告側としては、この和解案を検討した結果、極めて不本意ながらも、受け入れることとし、訴訟は終結。翌20日、五十

いと第1次和解案が提案されました。

第3回（2021年7月16日）：被告側はこの和解案を拒否しました。原告側が争いを仕掛け、議会や記者会見で被告を非難しておきながら、訴訟を取り下げてやるから、取り下げについて論評や批判をする—というのは、あまりにも身勝手かつ傲慢な提案である—というのがその理由です。

第6回（2021年12月22日）：原告側からは、被告側の書面に対する反論書は提出されず、以下の第2次和解案が提案されました。先の反論を受け、これ以上、立証活動を行い、主張を維持することは困難との結論に至った。原告側としては、訴えを取り下げる方針。第1次和解案では、本件に関する論評は行わない—などの条件を被告側に示したが、今回は条件も特に定めず、単純に取り下げる意向である。

嵐市長はフェイスブック（FB）上に、弁解調の取り下げ文を掲載。翌21日、亀山は学園記者クラブで会見を開き、提訴—取り下げを批判しました。

3. 【そして終結】

提訴の誤りを認めて取り下げ 五十嵐市長が完敗

五十嵐市長は2022年1月20日、亀山を訴えた裁判について、自分のフェイスブックで、訴えを取り下げたと発表。その理由について「（記事が）意図的に虚偽あるいは事実を歪曲したものであることの立証は困難だったと判断した」と述べ、裁判に事実上敗北したことを認めました。

また、亀山側の「記事は政策批判が大部分で、個人の名誉を棄損するものではない」との主張につい

ては、裁判官が亀山側の主張に同意したことも認めました。さらに、五十嵐氏側が途中で追加した虚偽事実公表罪での訴えについても、「立証は困難だとの判断に至った」と、こちらも敗北を認めました。

要するに、亀山提訴が間違いだったことを認めたわけで、我々は裁判に完全勝利しました。サッカーでいえば、五十嵐氏の亀山提訴は「オウンゴール」でした。

4. 【本紙の見解】

なぜ名誉毀損なのか！理解できない

名誉毀損に関して市長側は、本紙記事の大事などころには触れず、枝葉末節を捉えて「虚偽だ」と指摘。例えば、UR都市機構への総合運動公園用地返還交渉は「1回だけ」と記述したのに対し、複数回交渉したと主張（市長が出向いたのは2回だけ）。記事の表現が、なぜ「社会的評価を低下せしめ、名誉が毀損された」（市長側主張）のか理解できない。

また、総合運動公園用地返還という実現不可能な公約については、そのような公約はしていない、返還交渉をすると言っただけ—と主張。用地返還を公約したとの記事により、名誉毀損されたとしている。しかし、この記事が、市長の社会的評価をどの程度低下させ、名誉毀損につながったのか、全く示されていない。

市政批判を裁判に持ち込むのは異例

本紙記事は、五十嵐市長1期目の政策を検証したものであり、政策批判には言論あるいは対話によって反論し、市民に理解を求めるのが民主主義の基本。それなのに、訴訟に持ち込むのは異例である。市長の訴えは、市民の批判を許さず、批判する者を黙ら

せようとする言論封圧である。こういった行為は「表現の自由」を揺るがしかねない。

市長側が虚偽と主張する全ての記事は、真実であるか、真実であると信じる相当の理由があることを証明できるものがある。

公選法の虚偽事項公表罪も立証できず

また、追加提起された虚偽事項公表罪について、市長側は以下のように主張した。亀山の記事は、選挙で当選させない目的で、公職の候補者について虚偽の事柄を公にし、あるいは事実をゆがめて公にしたものであり、公職選挙法の虚偽事項公表罪に該当する—と。

これに対し亀山側は、本紙は五十嵐氏を当選させない目的で発行したのではなく、市長1期目4年間の政策を検証したものであり、内容は全て真実で

ある—と主張。さらに、同罪が成立するためには、記事が虚偽であるとの立証、亀山が虚偽と知って記事にしたという「故意の立証」が必要である—と。

市長側が取り下げ提案してきたのは、①名誉毀損については、虚偽と主張する箇所が、市長の社会的評価を低下させ、名誉毀損につながることを示せなかった、②虚偽事項公表罪については、記事が虚偽であるとの立証、および「故意の立証」が不可能と思っただけ—からである。

民主主義の根幹「表現の自由」を侵害

今回の訴訟は、民主主義の根幹を揺るがしかねない、「表現の自由」に対する侵害であり、公権力者による言論弾圧である。つくば市誕生以来34年の行政史に汚点として残る事件といえる。本紙は、今回訴訟の勝利を弾みにし、今後も五十嵐市政を厳し

くチェックしていく方針である。また、発行人・亀山の名誉が著しく毀損されたことから、五十嵐市長を名誉毀損で逆提訴することも検討している。

（以上）